



埼玉県中小企業制度融資説明会

～産業立地促進補助金と地域未来投資促進税制について～

産業労働部 企業立地課

県内支援機関

埼玉県企業人材サポートデスク

- 人材確保支援
埼玉しごとセンター内(さいたま市)
TEL 048-826-5533
U-PLACE川越市民サービスステーション内
TEL 049-265-6310
熊谷高等技術専門学校内
TEL 048-578-4626

※ 担当地域はホームページでご確認ください。

埼玉県産業技術総合センター

- 技術支援・研究開発支援・事業化支援
TEL 048-265-1311

(公財)埼玉県産業振興公社

(大宮事務所)

- 経営支援
TEL 048-647-4085
- 販路開拓・海外展開支援
TEL 048-647-4086
- 研修支援
TEL 048-647-4087

(北与野事務所)

- 創業支援
TEL 048-711-2222
- DX推進支援
TEL 048-621-7051
- 産学連携支援
TEL 048-857-3901
- 知財支援
TEL 048-621-7050
- 先端産業支援
TEL 048-711-6870
- 循環経済支援
TEL 048-647-4101(代)



立地するなら埼玉へ

立地 Richな体制で強力にサポート！
埼玉県への進出を
ぜひご検討ください。

埼玉県知事 大野元裕



埼玉県の補助制度

埼玉県産業立地促進補助金

新たに土地・建物を取得して、工場等の操業を開始した企業に対し、県に納付した不動産取得税相当額を補助金として交付するものです。



地域未来投資促進法に基づく支援制度

設備投資を行う企業が「地域経済牽引事業計画」を作成して県知事の承認を受けた後、国の承認を受けて、課税の特例を活用できる制度です。



市町村の企業立地優遇制度

県の優遇制度と併せてご利用いただけます。



オンライン立地相談窓口

埼玉県企業立地課が運営する企業向けの相談窓口です。

- 県に工場、流通加工施設等を立地したい。
- 県内の産業用地情報を知りたい。
- 県の企業立地優遇制度を知りたい。
- 海外ビジネス支援について知りたい。

オンライン予約!



埼玉県ウェブサイト
[URL]お問い合わせ



産業労働部 企業立地課

〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
本庁舎4階
TEL. 048-830-3748
FAX. 048-830-4815

立地するなら埼玉へ

埼玉県企業立地PRガイド



3つのメリット

- 1 首都圏の交通の要衝
- 2 効率的なビジネスを展開できる環境
- 3 安心・安全な企業活動の確保

3つのSAITAMA MERIT

1 首都圏の交通の要衝



首都圏人口
約**4,400**万人
巨大マーケットの
中心

2 効率的なビジネスを展開できる環境

様々なフィールドで活躍

生産年齢人口割合
全国 **第4位**

出典:令和2年国勢調査(総務省統計局)
令和2年「国勢調査」市区町村別の主な結果

産学連携の可能性

研究機関
約**210**施設
大学・短期大学
約**60**校

本社転入超過数ランキング

10年間の
本社転入超過数

全国 **第2位**

591社 (2012年~2021年)

出典:年間グータンク「埼玉県-本社移転企業調査」

埼玉県企業誘致動画はこちら



埼玉県の
立地の魅力

(企業誘致PR動画)



立地企業による
応援メッセージ動画(2022年制作)

ここがいい! 埼玉立地

埼玉県に本社や工場などの事業所を持つ企業様に、県内に立地したきっかけやメリットなどをインタビュー取材させていただきました!

- グリココミュニケーションファクトリー株式会社
- 新電元工業株式会社
- ちふれホールディングス株式会社



※五十音順

埼玉県はワンチームで企業の立地を支援します!

SAITAMA **Rich** ワンチーム **Rich** 埼玉



3 安心・安全な企業活動の確保

人的被害を伴った地震発生件数のうち
埼玉県を震央地とするもの (平成18年~令和4年3月)

1件
100件



出典:国土交通省地震庁「日本付近で発生した主な地震地質(平成8年以降)」

過去10年の
土砂災害発生件数の少なさ

全国 **第2位**

災害リスク少ない

出典:国土交通省「都道府県別土砂災害発生状況(015~03)・03.12.31時点」

快晴日数全国トップクラス

10年間累計快晴日数

全国 **第1位**

567日 (2009年~2018年)

出典:「社会人口統計体系 都道府県データ/社会生活統計指標」

意外と強い農業県

農業産出額

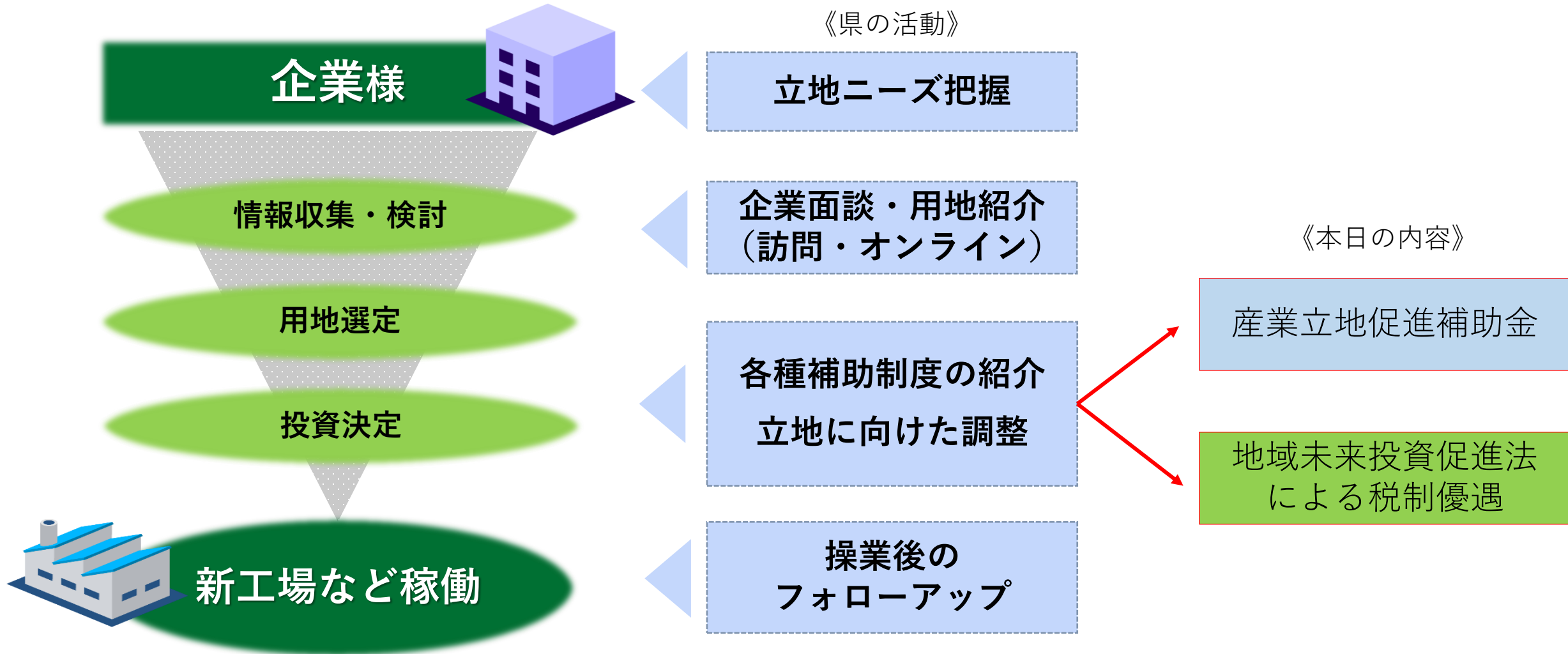
野菜
全国 **第8位**

麦類
全国 **第6位**

花き
全国 **第5位**

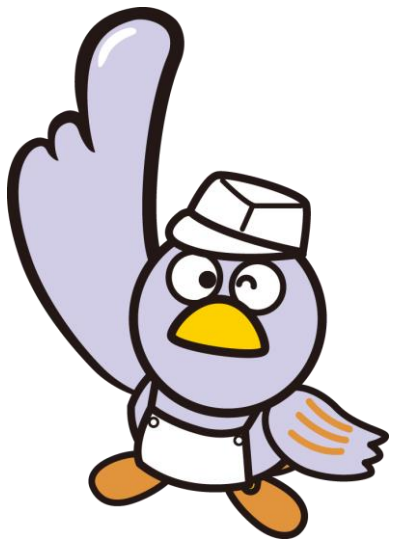
出典:農林水産省令和2年「都道府県別農業産出額及び生産農産物」

企業の誘致活動について





埼玉県産業立地促進補助金について



埼玉県産業立地促進補助金の概要について

新たに土地を取得（借地）して、工場等の操業を開始した企業に対し、
土地・建物に係る不動産取得税相当額を補助

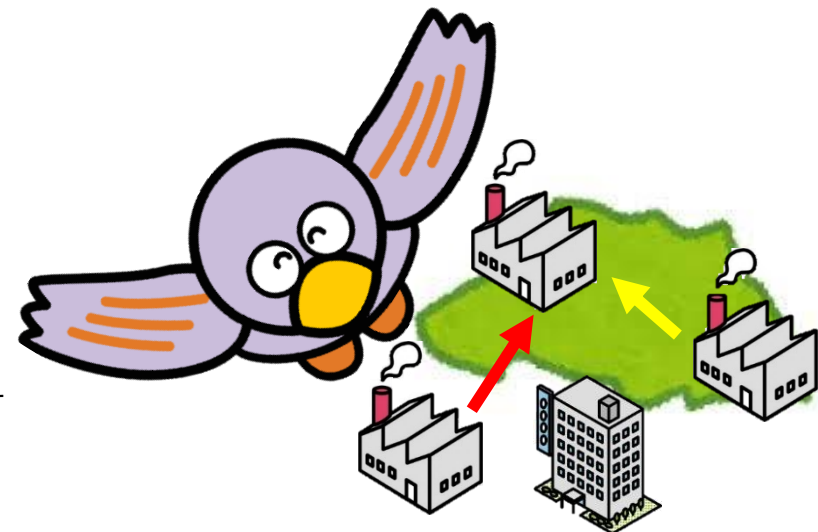
対象施設

工場、研究所、流通加工施設、本社
アグリテック・フードテック施設、観光施設

補助上限額

原則 1 億円（最大 2 億円※別途審査あり）
※対象施設に産業観光施設を併設する場合は、2 千万円を上限に上乗せ

主な要件



規模

- ・敷地面積 $1,000\text{m}^2$ 以上
- ・建築面積 500m^2 以上

新規雇用

- | 【流通加工施設以外】 | 【流通加工施設】 |
|-------------------|--|
| ・新規雇用 5人以上 | ・ <u>10人以上</u> 、うち <u>5人以上が正規雇用</u> |

期限

- ①申請期限
土地売買(賃借)契約から **3か月以内** 又は **建物着工の前日まで**
- ②操業期限
土地売買(賃借)契約締結後、**3年以内に操業**

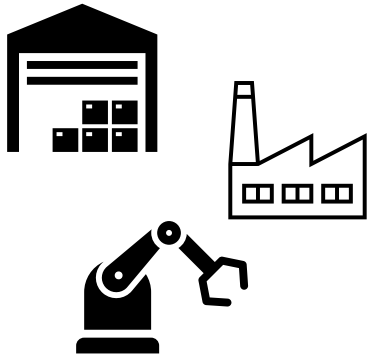
地域未来投資促進法について



地域未来投資促進法の活用フロー

地域未来投資促進法・・・地域の特性を生かし、高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を支援するため、政策資源を集中投資するもの

1億円以上の投資



事業者

地域経済
牽引事業計画

申請①
着工前まで



埼玉県知事

税制優遇
(国税)

申請② 取得前まで

承認

国

■税制優遇

- ・ 国税(法人税・所得税)の税額控除または特別償却

機械装置等：**特別償却35%**または**税額控除4%**

建物等：**特別償却20%**または**税額控除2%**



御清聴いただき誠にありがとうございました。



御担当者様から、お取引先様に当事業を御紹介頂く前に、「もう少し、事業について知りたい・・・」
という場合には、詳細を当課担当者から御説明させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

オンラインでの説明を御希望の場合は、オンライン立地相談窓口から
御希望の日時をご記入のうえ、お申込みいただくのがスムーズです。

優遇制度について

立地支援担当

☎048-830-3800 ✉a3900-01@pref.saitama.lg.jp

企業の立地、土地など
の情報交換

企業誘致担当

☎048-830-3767 ✉a3900-02@pref.saitama.lg.jp

埼玉県産業立地促進補助金 のご案内

埼玉県では、「地域経済の活性化」や「雇用の創出」に貢献する企業立地を促進するため、県内に新たに土地を取得等し工場等を立地した企業の皆様に対して、補助金を交付しています。



補助制度の概要

補助対象経費

土地、建物に係る不動産取得税相当額

補助額

上限1億円（最大2億円）^{*1} **+** 「産業観光施設」を併設する場合^{*2} さらに**2千万円**上乗せ

補助対象施設

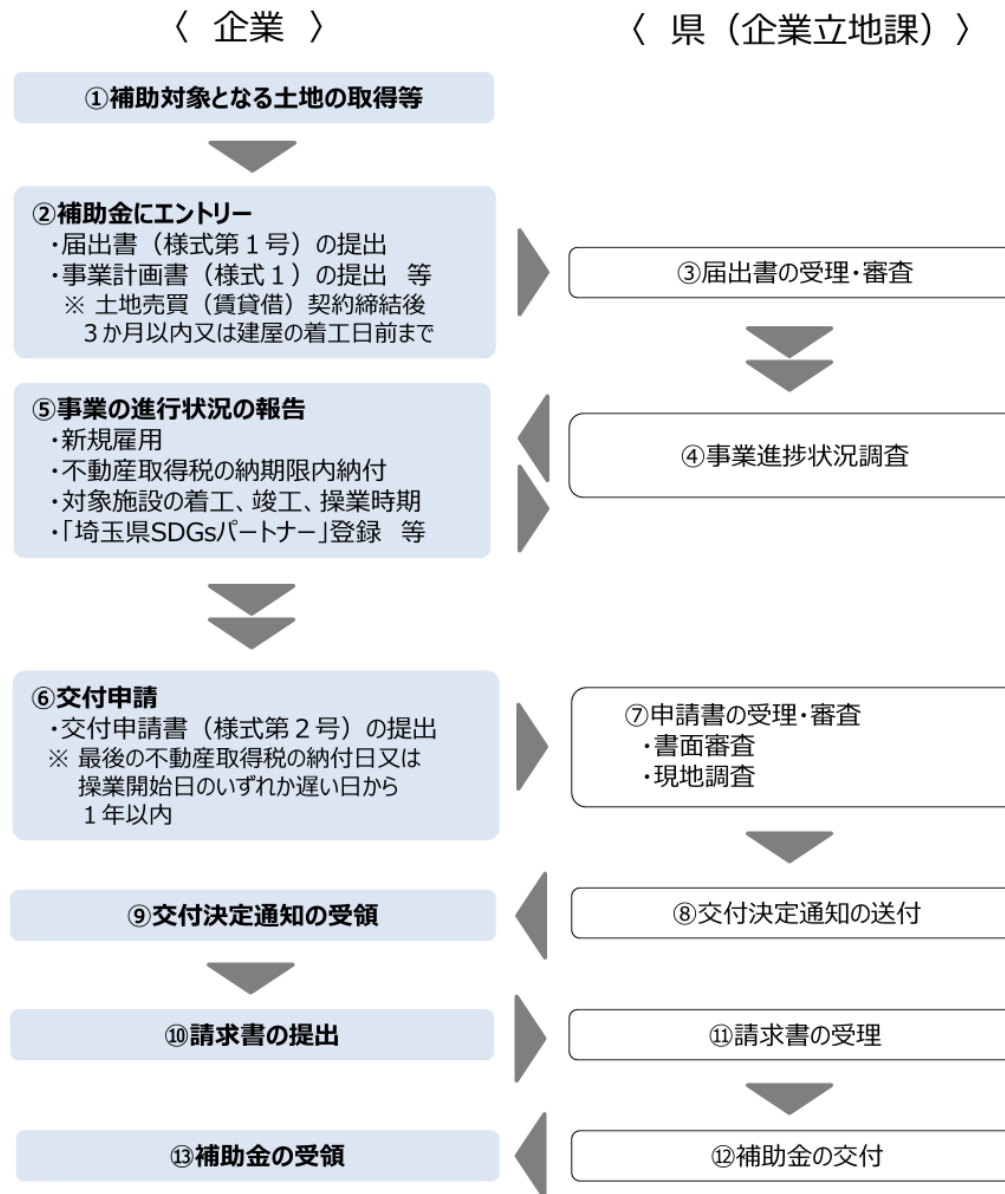
製造業の工場、自然科学研究所、流通加工施設、本社、
アグリテック・フードテック施設、観光施設

主な交付条件

- 面積：敷地面積1,000㎡以上、建築面積500㎡以上
- 新規雇用：5人以上の新規雇用^{*3,4}
- 操業期限：土地売買（賃貸借）契約締結後、3年以内に操業開始
- 建築確認：補助対象地内の建物が適法に建築確認を受けたものであること
- SDGs：「埼玉県SDGsパートナー」への登録
- 操業者：土地・建物の所有者（賃貸者）と操業者が同一企業であること
- 納税：不動産取得税を納期限内に全額納付

*1 対象となる分野はHP掲載の詳細版または企業立地課立地支援担当までお問い合わせください。
 *2 以下の条件を満たす工場見学施設等をいいます。
 ・工場見学等により「学び」や「体験」ができる施設であること。
 ・見学者の「受入体制が整備」されていること。
 *3 中小企業で従業員が100人以下の場合は1人以上
 *4 流通加工施設の場合は、10人以上雇用し、そのうち5人以上が正規雇用
 *5 詳細は企業立地課HPまたは企業立地課立地支援担当までお問い合わせください。

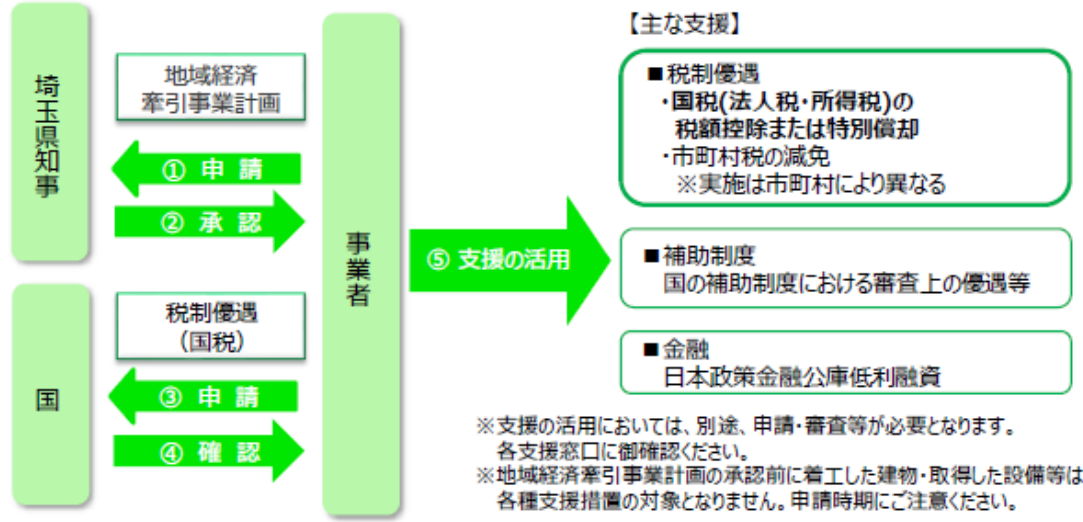
補助金交付までの流れ



地域未来投資促進法[※]に基づく 支援のご案内

※地域の特性を生かし高い経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を支援するため、政策資源を集中投資するもの。

地域未来投資促進法の活用フロー



設備投資に対する税制優遇（課税の特例）

県知事の承認後、国の確認を得ることで事業に必要な**設備投資**に対し、税制優遇が受けられます。

【対象資産の取得期限：令和10年3月31日】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5% / 6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

建物等は着工日の前日までに県知事承認が必要になります。
 機械装置・器具備品については、取得前までに県知事及び国の承認を受ける必要があります。
 ※ 取得日の扱いについては税務署の判断となります。
 ※ 上乗せ要件については、経済産業省HPをご確認ください。

【要件】

- ① 労働生産性の伸び率が4%以上
又は投資収益率が5%以上
- ② 設備投資額が1億円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 【これまでに埼玉県知事の承認及び国の確認を受けている場合】
当計画が終了しており、その労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率5%以上

地域経済牽引事業計画の承認要件

- ① 事業計画の内容が基本計画の分野に該当し、地域の特性を活用すること
- ② 高い付加価値を創出すること（付加価値創出額：5,468万円以上）
- ③ いずれかの経済的効果が見込まれること
取引額5.6%増加、売上げ5.6%増加、雇用者数4.4%増加、雇用者給与等支給額1.2%増加

埼玉県の基本計画（令和6～10年度）

	第2期埼玉県基本計画	第2期埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画	第2期埼玉県熊谷市基本計画
分野	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成長ものづくり（製造業） ○ 流通関連（物流・食品製造業） ○ デジタル ○ カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー関連 ○ 観光 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ロボット産業 ○ 成長ものづくり（製造業） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ・観光・まちづくり ○ 医療・ヘルスケア関連 ○ 農林水産・地域商社 ○ デジタル
対象地域	県全域	川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町	熊谷市

スケジュール

※こちらは一般的なスケジュールになります。個別に御相談ください。



第2期埼玉県基本計画
第2期埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画

埼玉県産業労働部 企業立地課 立地支援担当

☎ 048-830-3800
 ① a3900-01@pref.saitama.lg.jp

第2期埼玉県熊谷市基本計画

熊谷市産業振興部 企業活動支援課 企業活動支援係

☎ 048-524-1470
 ① kigyokatsudo@city.kumagaya.lg.jp